

フィリピン国派遣予定 JICA 海外協力隊 合格者各位

独立行政法人国際協力機構
青年海外協力隊事務局

フィリピン国 特定国健康診断（査証申請用）に関するお願い

フィリピン国に派遣予定の方は、同国に渡航するための査証を申請する際に、フィリピン国政府指定フォームによる健康診断書の提出が求められます。

以下の要領で所定の健康診断（以下「フィリピン健康診断」と記載）を受診し、診断書類一式を JICA 海外協力隊 合格者窓口宛てに提出（郵送）してください。

JICA 海外協力隊 合格者窓口 郵送宛先・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル 7F

JICA 青年海外協力隊事務局 選考・訓練課 JICA 海外協力隊合格者窓口 宛

TEL : 045-719-5182

E-Mail : v-guide@joca.or.jp

※ 「フィリピン健康診断」は、可能な限り、派遣前訓練所入所の前月に受診し、提出してください。訓練所入所日の前月より早くに受診すると、査証申請手続き時に健康診断書の有効期間（受診日から 3 か月）が過ぎて失効してしまいます。失効した場合、再度の健康診断書発行にかかる費用は全て自己負担となりますので、早過ぎる受診は避けてください。

1. JICA に提出する健康診断書類

(1) 様式 1 「MEDICAL EXAMINATION OF VISA APPLICANTS」（以下「診断書」と記載）

(2) 胸部 X 線撮影磁気ディスク

CD-R、DVD-R 等のメディアに格納して提出してください。

(3) 受診後に病院から受領する書類

「診断書」に記載ある以下 1. から 4. の検査結果書類があれば提出してください。

1. Pertinent medical history （既往歴）
2. Significant physical examination （医師の診察所見）
3. Chest X-ray report （胸部X線検査の所見）
X-ray film （胸部X線の画像データ）
4. Laboratory examination reports （検査結果）
 - a. Blood serology （血液検査）
 - b. Urine （尿検査）
 - c. Stool （便検査）
 - d. Medical clearance against AIDS virus （エイズ陰性の証明）

2. 「フィリピン健康診断」を受診する医療機関

「フィリピン健康診断」は、「赤十字病院」、または「国公立病院（国立、都道府県立、市町村立病院等）」で受診してください。

※ 上記の医療機関であっても、英文健康診断書の発行に対応していない場合がありますので、事前に必ずご自身で医療機関にご確認ください。

※ 以下の病院は、「国公立病院」には該当しません。

「独立行政法人国立病院機構〇〇病院」

「国立大学法人〇〇大学附属病院」等

「私立大学法人〇〇大学附属病院、私立病院、医療法人△△病院」等

※ 「赤十字病院」、または「国公立病院（国立、都道府県立、市町村立病院等）」で「フィリピン健康診断」を受けられない場合や、居住地の近郊に「フィリピン健康診断」に対応できる医療機関が無い場合には、合格者窓口にご連絡ください。

3. 「診断書」記入・作成上の注意

- 受診の際に持参するもの（【資料】はカラー印刷推奨）

- ・ 様式1「診断書」

記入方法については、本紙の「別紙：診断書の記入例」をご確認ください。

医療機関を受診する前に写真を貼付しておいてください。

- ・ 【資料】（医療機関用）「フィリピン国査証申請用指定検査について」

- 査証申請手続きに際し、診断書類の修正は不可となります。医療機関での修正に備え、白紙の健康診断書（様式1の写真付き）をもう1部用意し、受診時に「予備」として医療機関に渡しておくことを推奨いたします。

4. 健康診断費用の医療機関への支払い／JICA への健康診断費用の請求

- ・医療機関で領収書を発行してもらう際には、様式 2「フィリピン指定検査料領収証貼付用紙」に記載の必要事項を参照の上、発行してもらってください。
- ・「フィリピン健康診断」費用、「診断書」作成費用は各自で立て替えていただきます。JICA 指定様式の健康診断及び診断書作成費用の領収書とは別に「フィリピン健康診断」用の領収書を発行してもらってください。
- ・「フィリピン健康診断」費用、「診断書」作成費用の領収書類は、様式 3「立替払い請求書」及び上記「1. JICA に提出する健康診断書類」とともに、JICA 海外協力隊 合格者窓口宛に郵送してください。

5. JICA からの健康診断費用の支給について

「フィリピン健康診断」に要した費用は、提出された請求書類を確認の上、後日、実費を合格者各位が指定する銀行口座に振り込みます。

※ 「フィリピン健康診断」については費用の補助に上限はありません（実費を補助します）。

6. その他

駐日フィリピン大使館からの指示により、書類の規格等が急に変更となることが考えられます。その場合、再度のお取り付け等をお願いする場合がありますので、ご了承ください。JICA から再取付けを依頼する場合は、当該再取付けにかかる費用は JICA が負担します。

以上

別紙：様式1「診断書」の記入例

【記入例1】「診断書」の上部には、受診日を記入してもらってください。また、右上の写真欄に3.8 cm×3.8 cmの顔写真を貼り、医療機関に割印を押印してもらってください。

※ 写真サイズの相違で申請不可の場合、健康診断書の再発行費用が自己負担となるだけでなく出発が遅れる可能性もあります。記載漏れによる再発行等とあわせ、ご注意ください。

右上 受診者の写真には病院の割印をお願いします。↓
4カ所全てに割印する必要はありません。

DFA FORM NO. 11 Revised Under FSC 20-07		FOREIGN SERVICE OF THE PHILIPPINES	
MEDICAL EXAMINATION OF VISA APPLICANTS		PHOTO 16x 18 inches	
Place EMBASSY OF THE PHILIPPINES TOKYO	Date 受診日を記入		
At the request of the Philippine Consul TOKYO		City TOKYO	
		Country JAPAN	

【記入例2】「診断書」の下部空欄に①発行年月日、②受診医療機関（病院）名、③病院公印の3点を、必ず記入してもらってください。

<p>MEDICAL RECORDS</p> <p>1. Pertinent medical history 2. Significant physical examination 3. Chest X-ray report : (For ages 11 yrs. and above) Present X-ray film (14 x 17 inches) 4. Laboratory Examination : (Attach laboratory reports) a. Blood serology : (Ages 15 years and above) b. Urine : (Ages 1 year and above) c. Stool : (Ages 1 year and above) d. Other examination (s) if necessary Medical clearance against AIDS virus.</p> <p>Not physically and mentally defective or diseased</p>		<p>この余白部分に左の各項目の診断結果を英語で記入してもらってください。</p> <p>ひし形のボックスに「チェックマーク」を記入してもらってください。</p>
Examining Physician 診察した医師の名前とサイン	Address 病院の住所と電話番号 (ここに病院名が入っても構いません)	
<p>※この余白部分に(右図参照)</p> <p>①発行年月日 ②受診医療機関(病院)名 ③病院の公印 を必ず記載してもらうこと。</p>		<p>発行年月日 2024/●●/●●</p> <p>医療機関名 ***** MEDICAL CENTER</p>